

北海道教育大学副学長のつかさどる校務について

令和5年10月1日  
学長裁定

第1 国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成26年規則第25号）第18条に規定する副学長の校務は、次の表のとおりとする。

副学長	担当分野	主な校務
海老名 尚	教育 評価 教員研修	(1) 教育課程の編成及び授業に関する事 (2) カリキュラム開発及び教育課程改革に関する事 (3) 教職課程認定に関する事 (4) 教育内容・方法の改善に関する事 (5) 大学評価に関する事 (6) 教員の研修に関する事 (7) その他学長が特に命ずる事項に関する事
後藤 泰宏	総務（人事） 研究・学術情報 国際交流・協力 ICT・情報 特命事項	(1) 総務のうち人事に関する事 (2) 学術研究推進に関する事 (3) 科学研究費助成事業、受託研究及び共同研究に関する事 (4) 国際交流・協力事業に関する事 (5) 留学生の派遣・受け入れに関する事 (6) グローバル教員養成プログラムに関する事 (7) 図書館に関する事 (8) その他学長が特に命ずる事項に関する事
渡部 基	学生支援 入試	(1) 学生の生活支援（学生相談、経済支援、キャリア支援）に関する事 (2) 学生の課外活動に関する事 (3) 学生の事件・事故に関する事 (4) 入試制度改革に関する事 (5) その他学長が特に命ずる事項に関する事
玉井 康之	社会貢献 附属学校	(1) 教育に係る社会貢献及び地域連携の推進に関する事 (2) 教育実習前支援に関する事 (3) 附属学校に関する事 (4) その他学長が特に命ずる事項に関する事
佐々 祐之	特命事項	(1) 教員養成改革に関する事 (2) その他学長が特に命ずる事項に関する事
今在慶一朗	特命事項	(1) 学科の機能強化に関する事 (2) その他学長が特に命ずる事項に関する事
高見 太也	総務 財務 職員研修	(1) 総務（人事を除く）に関する事 (2) 危機管理に関する事 (3) 財務に関する事 (4) 施設に関する事 (5) 広報に関する事 (6) 内部統制に関する事 (7) 職員の研修に関する事 (8) その他学長が特に命ずる事項に関する事

第2 この裁定に定めるもののほか、副学長の校務に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和元年10月1日から施行し、学長の任期が満了する日又は学長が欠員となり、若しくは解任された場合であって、後任の学長が文部科学大臣により任命される日の前日をもって、その効力を失う。

附 則（令和3年10月1日改正）

この裁定は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日改正）

この裁定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月1日改正）

この裁定は、令和5年10月1日から施行する。